宝達志水町宅地復旧支援補助金のご案内

６月27日改訂

①対象者

令和６年能登半島地震発生時に住宅の用に供されていた
土地の所有者等（所有者に承諾を得た、管理者、占用者も含む）

②対象用途

〇戸建住宅〇アパート
〇兼用住宅の住宅部分（店舗、事務所等との兼用住宅など）
〇個人所有者の住宅と一体的に利用している倉庫・納屋
（注意！）以下の用途の建築物は補助対象外となります
×住宅となる家屋がない倉庫・納屋×店舗×事務所
×工場×事業用倉庫など住宅以外の用途（※更地も対象外です）

③対象工事

（１）のり面の復旧工事
（２）よう壁の復旧工事
（３）地盤の復旧工事
（４）地盤改良工事
（５）住宅基礎の傾斜修復工事

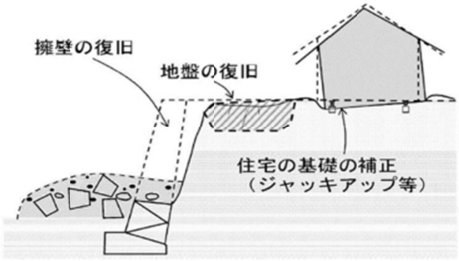

（注意！）
・能登半島地震により被災した宅地の復旧工事のみが対象となります
・既に工事が完了しているものも対象となります
・（１）～（３）は原形に復旧することを基本とした工事となります
・（４）は建替工事の建屋下における杭、基礎工事を含みます
・（４）と（５）は原則り災証明書で一部損壊以上となっている必要があります

④補助金額

補助金額＝（ 対象工事費－ ５０万円）×５／６
（補助金額の限度は９５８万円です）

◇対象工事費ごとの補助金額と個人負担額（計算例）

対象工事費	５０万円	２００万円	３５０万円	６５０万円	９５０万円	１２００万円
補助金額	０円	１２５万円	２５０万円	５００万円	７５０万円	９５８万円
個人負担額	５０万円	７５万円	１００万円	１５０万円	２００万円	２４２万円

（注意！）
・対象工事費は消費税込の金額で算定します
・対象工事費が５０万円を超えない場合は対象工事だとしても補助金は出ません
・対象工事費が１２００万円を超える場合の補助金額は９５８万円となります

⑤重要事項

・補助金申請後には審査がございます（審査では書類の追加や修正、現地の立会など、必要な手直しや確認を求める場合があります）
・交付決定日から１年以内に工事を完了する必要があります
・申請は一度のみです（ただし、対象工事を２工事以上行う場合でも、合算して申請することができます）